

# 令和4年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

相談・問合先  
 総務課 人事文書係  
 (☎) 2612228

市では、知る権利を保障し、市民への参加を推進するため、情報公開条例に基づき情報公開制度を実施しています。

また、市が保有している個人情報と保護されるほか、自身の個人情報と確認することなどを保障するため、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護制度を実施しています。

## 情報公開制度

情報公開制度とは、市がさまざまな事務事業を行うために保有している情報を、みなさんからの請求に応じて公開する制度です。

この制度では、市の保有する情報は市民との共通の財産として公開することを原則としています。市政に関する市民の知る権利を保障することにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参画による開かれた市政を推進していきます。

## 情報公開制度の運用状況 公開請求件数 15件

実施機関	請求件数	主な内容	決定内容				審査請求
			公開	部分 <sup>⑨</sup> 公開	不存在	非公開	
市長	13件	令和3年度に退職した深川市職員の退職手当金額など	3件	7件	4件	5件	4件
議会・選挙管理委員会	2件	議長の事務引継書など	2件	0件	0件	0件	0件

⑨部分公開とは、請求のあった情報に、個人情報などの公開(開示)すべきでない情報が含まれていた場合、その部分を除いて公開することです。

※1件の請求で複数の文書が該当する場合は、文書ごとに公開などの決定を行うため、決定内容の合計数が請求件数より多くなっています。

## 個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的とした制度です。

市では、平成10年4月1日に「深川市個人情報保護条例」を施行し、個人情報保護制度を運用してきました。

令和5年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度は、改正後の法律に基づく全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

個人情報保護制度の運用は、法律に基づく運用に変わりましたが、個人情報に関する市民の権利の保障や、個人の権利利益を保護する基本的な考え方は変わりません。引き続き適切な個人情報の管理に努めます。

なお、この制度により、市が保有する自身の個人情報の開示やその情報に誤りがある場合は、訂正を求めることができます。

## 情報公開・個人情報保護制度の 情報公開(開示)請求は



市役所総務課に備え付けの情報公開(保有個人情報開示)請求書を提出してください。郵送による提出も可能です。

- 請求した情報については
  - ・無料で閲覧できます。
  - ・コピーを取ることができます(コピー料や郵送料は実費負担)。
  - ・個人の権利・利益を害する恐れのある個人情報など、公開できない情報もあります。

## 個人情報保護制度の運用状況

事務の登録件数(新たに登録になった個人の保護が必要な市の事務)	1件
自己情報の開示請求件数	22件
自己情報の訂正請求件数	0件
自己情報の利用停止請求件数	0件